

社外役員の独立性判断基準

1. 社外役員が、次の各号のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。
 - (1) 現在及び過去に一度でも、当社または当社子会社の取締役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人となったことがある者
 - (2) 当社を主要な取引先とする者（当社の取引先であって、直近事業年度における当社の当該取引先への支払額が、その者の直近事業年度に係る年間収入の2%相当額を超える者）またはその業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人。以下同じ）
 - (3) 当社の主要な取引先（直近事業年度における当社の年間売上高の2%相当額を超える額を当社に対して支払った者）またはその業務執行者
 - (4) 当社の主要な借入先（直近事業年度に係る事業報告において主要な借入先として記載されている者）またはその業務執行者
 - (5) 当社から、役員報酬以外に、直近事業年度において年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等（ただし、当該財産上の利益を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、直近事業年度において当該団体の年間収入の2%相当額を超える額の財産上の利益を当社から得ている場合に限り、当該団体に所属している者）
 - (6) 当社の会計監査人である監査法人の社員等として当社の監査業務を担当する者
 - (7) 当社から、直近事業年度において年間1,000万円を超える額の寄付を受けている者（ただし、当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属している者）
 - (8) 社外役員の相互就任の関係にある他の会社の業務執行者
 - (9) 当社の大株主（直近事業年度の末日において自己または他人の名義をもって総株主の議決権の10%以上を保有する者）またはその業務執行者
 - (10) 当社が総株主の議決権の10%以上を保有する者の業務執行者
 - (11) 過去3年間のいずれかの時点において、上記（2）ないし（10）までのいずれかに掲げる法人等の業務執行者であった者
 - (12) 上記（1）ないし（11）までのいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る）の配偶者または二親等以内の親族
 - (13) 前各号に定める事項のほか、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者
2. 前項の定めに基づき独立性を有するものと判断された社外役員が、独立性を有しないこととなった場合には、当該社外役員は直ちに当社に告知するものとします。

以 上